

○発見された不発弾等の取扱要領

平成13年 2月23日

埼例規第8号・銃対

警 察 本 部 長

発見された不発弾等の取扱要領の制定について（例規通達）

この度、発見された不発弾等の取扱いについて（昭和33年埼例規第611号・防）の全部を別添のとおり改正し、平成13年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、陸上における不発弾等の除去及び処理に関する警察と自衛隊との連絡協調について（昭和33年埼例規第439号・防）及び陸上において発見された不発弾等の処理について（昭和33年埼例規第584号・防）は、廃止する。

別添

発見された不発弾等の取扱要領

1 趣旨

この要領は、発見された不発弾等に係る措置を適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 不発弾等の範囲

- (1) 戦時中連合軍が投下した爆弾、焼い弾等で不発のもの
- (2) 戦時中連合軍の艦砲射撃によって撃ち込まれた砲弾等で不発のもの
- (3) 旧日本陸軍の弾薬類で布設、貯蔵、隠匿、埋没又は放棄されているもの
- (4) その他前各列記に類する弾薬類で処理を要するもの

3 発見時の措置手続

- (1) 不発弾等の発見届出を受理した警察署長（以下「署長」という。）は、直ちに警察官を臨場させ、必要に応じて危険区域であることを明示した立看板、縄張り等により、応急的な立入禁止等の警戒措置をとること。
- (2) 署長は、不発弾等発見報告書（別記様式第1）により、生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）を経て警察本部長（以下「本部長」という。）あて報告するとともに、当該不発弾等の形、全長、直径、刻印等の形状を画像又は図面により、保安課長あて通知し、自衛隊への照会を依頼すること。
- (3) 前記(2)の照会依頼を受けた保安課長は、本県を管轄区域とする陸上自衛隊の不発弾処理を担当する部隊長（以下「自衛隊不発弾処理隊長」という。）あて、当該不発弾等の発見状況、形状等から当該不発弾等の種別並びに危険性及び緊急性の有無を照会し、助言に応じて次により措置すること。
 - ア 不発弾等を緊急回収する必要があると認められるときは、直ちに本部長に報告するとともに、電話等により陸上自衛隊第一師団へ緊急要請の事前通報を行い、署長に対しては、自衛隊による回収が終了するまでの間、住民の退避、立入禁止及び交通規制の実施、危害防止のための警戒措置等を迅速かつ確実に実施するよう伝達すること。
 - イ 不発弾等を緊急回収する必要性がないと認められるときは、署長と協議の上、当該不発弾等を自衛隊不発弾処理隊長が回収するまでの間、盗難等の防止に配意し、警察署等に一時保管すること。

- (4) 前記(3)アの報告を受けた本部長は、速やかに陸上自衛隊第一師団長あて書面で緊急要請するものとする。

一部改正〔平成16年第811号、17年第2310号、27年第774号〕

4 その他

- (1) 保安課長は、自衛隊不発弾処理隊長に不発弾等の処理を要請したときは、書面により埼玉県知事あて当該処理の通知を行うこと。
- (2) 署長は、不発弾等を自衛隊不発弾処理隊長に引き継ぐときは、不発弾等引継書（別記様式第2）を作成し、引継ぎの経緯を明らかにしておくこと。

一部改正〔平成16年第811号、17年第2310号、27年第774号〕

実施日

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成16年3月31日務第811号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

実施日（平成17年9月27日務第2310号）

この通達は、平成17年10月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

別記様式第1

A	B	C	D	E	F	報告日時	警察署	保安課
						月 日 午前 時 分 午後		
不 発 弾 等 発 見 報 告 書								
発見日時								
発見場所								
発見者	住所 氏名 (歳) 職業							
発見物件	種 別	数 量	直 径	長 さ	重 量			
		個	Cm	Cm	Kg			
		個	Cm	Cm	Kg			
		個	Cm	Cm	Kg			
発見時 の状況								
広報の有無	有 ・ 無							
参考事項								
措 置								

生 安 第 号
年 月 日

第 102 不発弾処理隊長 殿

埼玉県 警察署長

不 発 弾 等 引 継 書

下記の物件を引き継ぎます。

記

品 名	数 量	備 考

- (注) 1 二部作成し、原本を自衛隊へ交付すること。
2 写しは、控えとして自衛隊から交付される受領書とともに署に保管すること。